午前10時00分 開会

◎開会の宣告

〇中嶋通治副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから平成30年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

〇中嶋通治副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

〇中嶋通治副議長 先般、草加市選出組合議会議員の任期満了に伴う改選の結果報告が11月2 日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

佐藤憲和議員でございます。

井手大喜議員でございます。

西沢可祝議員でございます。

鈴木由和議員でございます。

切敷光雄議員でございます。

関一幸議員でございます。

◎議席の指定

- ○中嶋通治副議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。 議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。 書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。
- **○剣持督己議会担当主幹** 朗読いたします。

……朗読……

佐藤憲和議員5番、井手大喜議員6番、西沢可祝議員12番、鈴木由和議員18番、切敷光雄議員23番、関一幸議員24番。

以上でございます。

〇中嶋通治副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎議長選挙

〇中嶋通治副議長 次に、当組合議会議長の選挙を行います。

当組合議会議長は、草加市議会議員の任期満了に伴い、欠員が生じております。

この際、議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

〇野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定いたしました。 以上で報告を終わります。

〇中嶋通治副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇中嶋通治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により議長選考委員会にかえさせていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇中嶋通治副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時11分 再開

◎開議の宣告

〇中嶋通治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選考委員長報告

〇中嶋通治副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告 をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

[野口佳司議長選考委員長登壇]

〇野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員 会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります関一幸議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇中嶋通治副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には関一幸議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇中嶋通治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、関一幸議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました関一幸議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任挨拶

〇中嶋通治副議長 関一幸議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔関 一幸議長登壇〕

〇関 一幸議長 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の重責を担わせていただきます関一幸でございます。

議員の皆様、また執行部の皆様方のご協力とご理解を賜りながら、しっかりと議会運営を 進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇中嶋通治副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

関一幸議長、議長席にお着きください。

〔関 一幸議長・議長席に着く〕

◎理事就任挨拶

○関 一幸議長 次に、去る10月21日の三郷市長選挙において木津雅晟市長が当選され、引き続いて当組合の理事に11月14日付で就任されました。

この際、木津雅晟理事よりご挨拶をお願いいたします。

[木津雅晟理事登壇]

- ○木津雅晟理事 東埼玉資源環境組合の再度理事に就任いたしました三郷市長の木津雅晟でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- **○関 一幸議長** 次に、去る10月28日の草加市長選挙において浅井昌志市長が当選され、新たに当組合の理事に10月29日付で就任されました。

この際、浅井昌志理事よりご挨拶をお願いいたします。

[浅井昌志理事登壇]

〇浅井昌志理事 おはようございます。

先般行われました選挙で草加市長となりました浅井でございます。同時に東埼玉資源環境 組合の理事に就任をさせていただきました。

議員の皆様のご理解をいただきながら、理事としての職責を果たしてまいりたいと存じま すので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、11月2日の閉会中において、議会運営委員に鈴木由和議員、総務常任委員に西沢可祝議員、関一幸、ごみ処理常任委員に井手大喜議員、鈴木由和議員、し尿処理常任委員に佐藤憲和議員、切敷光雄議員、決算特別委員に佐藤憲和議員、井手大喜議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1 号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号 としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

〇剣持督己議会担当主幹 朗読いたします。

.....朗読......

東埼資環第534号 平成30年12月14日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 中 嶋 通 治 様

東埼玉資源環境組合 管理者 高 橋 努

12月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月25日招集に係る平成30年12月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する 条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 1 平成30年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第2号)について 以上でございます。
- **〇関 一幸議長** 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○関 一幸議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

5番 佐藤憲和議員

6番 井 手 大 喜 議員

7番 守屋 亨議員

を指名いたします。

◎会期の決定

〇関 一幸議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

〇野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてのほか3件であります。

一般質問については1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

なお、平成31年次の議会日程を決定いたしました。予定表をお手元に配付させていただき ましたので、あらかじめ日程の確保をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○関 一幸議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○関 -幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件(管理者提出第12 号議案)の上程及び決算特別委員会委員長 の報告

○関 一幸議長 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第12号議案 平成29 年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から、審査の結果について報告がありました。委員会審査結果報告書及び 委員会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

白川秀嗣決算特別委員長。

〔白川秀嗣決算特別委員長登壇〕

〇白川秀嗣決算特別委員長 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託 されました第12号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月20日、第一工場第一委員会室において、委員全員出席し、説明員と して副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたし ました。

まず、審査に先立ちまして、欠員となっておりました副委員長の選挙を行い、井手大喜委員が副委員長に選出されました。

続いて審査に入りましたが、審査の方法は、執行部より歳入・歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は最初に第1款及び第2款、次に第3款ないし第5款、最後に第6款ないし第8款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

なお、議長の許可をいただき、委員会報告書を配付させていただいておりますので、ご参

照いただきたいと存じます。

まず、歳入の部のうち、第1款「分担金及び負担金」について申し上げます。

財政計画と比較した分担金の状況は、との質疑に対し、平成29年度の分担金については、「財政計画2013」における平成28年度末基金残高が約68億7,300万円に対し、平成28年度3月補正予算後の基金残高見込みが85億4,500万円となり、約16億円の資金増となったため、財政計画の42億円から14億円を差し引き、当初予算では28億円とした。その後、12月補正予算にて繰越金2億9,514万円と原子力損害弁償金8,739万円を原資として3億円を減額し、25億円としたとのことでありました。

次に、第3款「国庫支出金」について申し上げます。

国庫補助金の交付割合は、との質疑に対し、まず第一工場の環境型社会形成推進交付金については、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修事業に係るもので、交付率は3分の1となっている。最終処分場モニタリング事業費補助金は、最終処分場から生じた排水または最終処分場周辺地下水の放射性物質の濃度検査を外部検査機関が測定する際に必要な経費の一部を国が補助するもので、交付率は10割である。第二工場の循環型社会形成推進交付金については、(仮称)汚泥再生処理センター建設事業に係るもので、交付率は3分の1であるとのことでありました。

次に、(仮称)汚泥再生処理センター建設費補助金の内訳は、との質疑に対し、当該補助金は(仮称)汚泥再生処理センター建設事業に係るもので、補助事業に該当する建設事業費は15億1,986万円となり、交付率は3分の1である。単独事業費は平成28年度及び29年度を合わせて10億4,514万円となり、最終的に施設の建設工事契約額は25億6,500万円であることから、事業費全体に対する交付割合は19.5%となるとのことでありました。

次に、第4款「財産収入」について申し上げます。

電力売払代金の減少理由は、との質疑に対し、電力売払代金については、毎年入札により 売電単価を決めている。減少の主な要因は、入札結果による契約料金単価が平成28年度の 14.77円より1.59円低い13.18円となったことによるもので、売払電力量が5,617万3,512キロ ワットアワーなので、全体では税込みで7億4,056万1,603円となったとのことでありました。 次に、堆肥売払代金の増加理由は、との質疑に対し、堆肥売払代金は、平成27年度は202 万6,000円、平成28年度は231万9,600円、平成29年度は323万3,700円で増加傾向にある。堆 肥化施設では、東日本大震災による放射能汚染の影響でせん定枝・刈り草の受け入れを中止 していた時期もあったが、検査により100ベクレル以下になったことから生産を再開した。 せん定枝・刈り草の搬入から堆肥ができるまで約半年かかることから、ストックヤードの状況を確認しながら受け入れ量を少しずつ増やしてきており、平成29年度については一部河川の刈り草も受け入れたことにより搬入量も増え、堆肥の生産量も増加した。これにより堆肥売払代金も増加したものであるとのことでありました。

次に、第7款「諸収入」について申し上げます。

原子力損害弁償金の内容は、との質疑に対し、原子力損害弁償金は、国の中間指針に基づき、福島第一原子力発電所事故以前と比較し、余計に支出したごみ処理経費について東京電力に請求を行い支払われたものであり、平成28年度の賠償請求金額は、放射能濃度分析費用として149万2,070円、薬剤購入費用及び焼却灰等の運搬処分費用として8,161万1,709円、県外最終処理場の自治体に支払う環境保全協力金として428万8,300円の合計8,739万2,079円で全額支払われている。平成29年度分についても同様な形で請求してまいりたいと考えている。

なお、灰の最終処分についてはリスクの低減を図るため、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県にある複数の民間処理場にお願いしているとのことでありました。

次に、自動販売機設置料の内容は、との質疑に対し、平成29年度は第一工場に13台、第二工場に1台、合計14台の自動販売機を設置している。主に飲物の自動販売機で、職員の福利厚生を目的として、電気代として42万円の設置料を徴収しているとのことでありました。

なお、第7款「諸収入」については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、第8款「組合債」について申し上げます。

第一工場ごみ処理基幹設備改造事業債及び(仮称)汚泥再生処理センター建設事業債の償還期間と利率は、との質疑に対し、第一工場ごみ処理基幹設備改造事業債は、改修事業のため償還期間は10年で1年据え置き、利率は0.01%である。また、(仮称)汚泥再生処理センター建設事業債は、新規建設事業ということで償還期間は15年で据え置きは1年、利率は0.07%で、借入先はいずれも財務省関東財務局であるとのことでありました。

なお、第2款「使用料及び手数料」、第5款「繰入金」、第6款「繰越金」についての質 疑はありませんでした。

続いて、歳出の部について申し上げます。

まず、第1款「議会費」について申し上げます。

会議録の作成方法を見直す考えは、との質疑に対し、現在は議会の録音データを委託業者 にて反訳を行い会議録を作成しているが、近年、議事録作成ソフトなども開発されているこ とから、今後はそれらの比較を行いながら費用対効果も含めた中で検討してまいりたいとの ことでありました。

なお、第1款「議会費」については、ほかに1件の質疑がありました。 次に、第2款「総務費」について申し上げます。

ごみ減量啓発事業の内容とその効果は、との質疑に対し、ごみ減量啓発事業の中心となるものは第一工場ごみ処理施設の見学であり、その中でも小学校4年生の児童が環境学習の一環としてごみの分別とごみ処理の仕組みを学ぶため、平成29年度は管内91の小学校のうち70校から5,973人が訪れている。そのほかにも一般住民の方が709人、行政関係で463人、合計7,145人の見学があった。小学生の工場見学については、実施の3カ月前までに組合に申し込みをいただき、その順に予定を入れており、組合所有の大型バスにて各学校まで送迎を行っている。

また、環境をテーマとしたイベントとして11月に「環境と情報の集い」を開催しており、多くの方に参加をいただいている。平成29年度の参加者は約4,000人で、今年度は今週日曜日に開催し、天候にも恵まれたことから約5,000人の参加があった。親子で来られる方が多く、例えば牛乳パックを利用した紙すきやどんぐり、木の枝などを使った工作などを通して、子供たちにごみの分別などを啓発できたのではないかと認識している。また、小学校4年生を対象として環境をテーマとした絵画を募集し、イベントの中で入選作品の展示会を行い、最優秀作品の12名については開会式にて表彰を行っている。7月には夏休み親子スクールを開催する中で、埼玉県から講師を招き、ごみに関係した子供向けの講演を行った。

また、組合に搬入されるごみの中で、紙ごみのリサイクルが進んでいないことから、その中でも雑紙に焦点を当て、雑紙回収袋を展望台来場者や工場見学者などに配布し、リサイクルの大切さを啓発しているとのことでありました。

次に、管理者交際費を公開する考えは、との質疑に対し、昨今の情勢を鑑みた中で検討してまいりたいとのことでありました。

次に、雑紙回収袋の配布場所及び単価は、との質疑に対し、雑紙回収袋は第一工場及び第二工場の見学者に配布しており、作成単価は1枚当たり27.8円であるとのことでありました。次に、災害廃棄物処理計画の内容は、との質疑に対し、災害廃棄物処理計画は、災害発生時に今後講ずべき措置を具体化した実行計画を作成する上での基準となるものであり、平成29年度末に管内5市1町の個別の計画の策定を終えたところである。災害が発生した場合の初期段階の対応を検討するものであることから、計画期間の設定はない。この計画の策定は、現在第一工場で実施している災害廃棄物処理体制の強化に係る基幹設備改修事業に係る循環

型社会形成推進交付金の交付要件の1つとなっており、5市1町の計画であることから、契約は組合で行い経費も組合で支出したが、計画の内容については各団体で作成し公表したものであるとのことでありました。

次に、広報リユースの発行部数及び配布方法は。また、構成団体で実施している啓発活動と連携していく考えは、との質疑に対し、広報リユース全体の印刷部数は116万部で、各市町における配布方法は、草加市についてはシルバー人材センターにお願いして、1回につき約11万部を全戸配布していただいている。他の市町については、6大新聞の折り込みを利用しており、最近の新聞の購読率は約60%であるので、それぞれの市町の約6割の世帯に配布されていると考えている。また、新聞未購読世帯に対する対応としては、広報リユースを各市町の図書館や公民館などの公共施設にも置いてもらい、できるだけ読んでいただけるようにしている。今後は全戸配布未実施の4市1町でも全戸配布ができるよう各市町と調整してまいりたい。

なお、組合と構成市町の環境担当の課で組織する事務連絡協議会において、ごみ減量に係る啓発事業などについて情報を共有しながら、組合独自で取り組む事業と構成団体にお願いする事業との調整を行い、さらに啓発に努めてまいりたいとのことでありました。

次に、地域計画・財政計画・災害廃棄物処理計画の策定に係る委託事業者及び委託料は、 との質疑に対し、地域計画と財政計画は2つの計画をあわせて地域計画等策定委託としてエックス都市研究所に委託し、委託料は378万円である。また、災害廃棄物処理計画策定に係る委託先は日本環境衛生センターで、委託料は1,129万6,041円である。この計画は埼玉県の指針に基づき作成するものであるため、業務量は基本的に5市1町ほぼ同じで、作成された計画書の分量も同じであることから、各団体に係る経費はおおむね同額と考えている。ただ共通経費等も含まれているため、各市町ごとの経費を算出することは難しい。

なお、当該計画について事務連絡協議会にて5市1町の担当者と計画策定に係る調整を行っているとのことでありました。

なお、第2款「総務費」については、ほかに3件の質疑がありました。

次に、第3款「事業費」について申し上げます。

第3号焼却炉排ガス処理設備更新工事の内容は、との質疑に対し、主な工事内容としては、排ガス処理設備及びそれに附帯する煙道等の大規模更新工事であるとのことでありました。

次に、放射性物質濃度分析の頻度は、との質疑に対し、第一工場ごみ処理施設からごみの 焼却により排出される飛灰及び主灰等の搬出先である自治体に、搬出物に含まれる放射性物 質の濃度分析を行い、そのデータを提出している。平成29年度の測定回数については、焼却飛灰が13回、焼却主灰が13回、焼却残渣が13回、放流水が13回、溶融スラブが9回で合計61回であるとのことでありました。

次に、大気汚染負荷量賦課金の内容は、との質疑に対し、大気汚染負荷量賦課金は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、ごみ処理施設などから排出される排ガス等に賦課するもので、前年度の排出量に単価を乗じた金額を独立行政法人環境再生保全機構に支払っている。環境再生保全機構では、この賦課金を公害に係る健康被害発生地域の県などに納付しており、そこから公害健康被害認定者への補償給付や診療等を行った医療機関からの費用請求に対しての支払いに充てている。平成29年度は、第二工場の過去分として5万2,454円、現在分として114万5,114円、合わせて119万7,500円を納付したとのことでありました。

次に、(仮称)汚泥再生処理センター環境整備事業費負担金の内容は、との質疑に対し、この負担金は汚泥再生処理センターの建設に伴い、周辺環境の整備事業に充てるもので、平成28年度から4年間で合わせて3億円を負担するということで八潮市と協定を結んでいる。事業の内容としては、施設敷地の境界から半径300メートル以内の道路整備工事や水路工事等に充てられ、八潮市で施工した事業に係る費用を組合が負担することになっているとのことでありました。

次に、堆肥の生産能力は、との質疑に対し、現在年間1,200トンから1,300トンほどのせん 定枝及び刈り草が搬入されている。1日当たりの破砕処理能力は、せん定枝が約5トン、刈草は約15トンであることから、年間2,000トン以上の受け入れは難しい状況であるとのこと でありました。

次に、第6款「基金積立金」について申し上げます。

廃棄物処理施設整備基金の現状と今後の計画は、との質疑に対し、平成29年度は基金の運用利益が1,030万円ほど生じたため、100万円単位で整理し、条例に定めるルールとして1,100万円を積み立てたものである。これにより、平成29年度末の基金残高が平成28年度に比べ約8億円減少し、77億5,300万円となったことは計画のとおりである。今後は「財政計画2018」で示したとおり、施設の建設はほぼ終わってくるため、基金は毎年数億円取り崩し、平成34年度までは分担金を30億円に減額するように調整した。しかし、平成34年度以降は、第一工場建て替えの事業内容が定まってくると、それに係る資金を積み立てることが必要なため、今度は分担金を増やし、基金を増加させていくことになるとのことでありました。

なお、第4款「建設費」、第5款「公債費」、第7款「予備費」についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第12号議案 については、全員一致により原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

〇関 一幸議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎管理者提出第12号議案の委員長報告に対

する質疑

○関 一幸議長 第12号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○関 一幸議長 続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

〇関 一幸議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり認定されました。

◎管理者提出第13号議案ないし第16号議

案の一括上程、提案理由の説明

○関 一幸議長 次に、管理者提出第13号議案ないし第16号議案までの4件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 おはようございます。

本日は東埼玉資源環境組合議会12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜りありがとうございます。また、日ごろより本組合の運営につきまして、貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝を申し上げます。

本定例会には、私より4件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第13号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例制定について、及び第14号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及 び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきまして は、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、期末手当に関する規定を整備するため提案するものでございまして、議員及び特別職の期末手当の本年12月期の支給割合を100分の227.5から100分の232.5に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、平成31年度以降の6月期及び12月期の支給割合をいずれも100分の222.5に改め、平成31年4月1日から施行してまいります。

次に、第15号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制 定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず行政職給料表の平均改定率をプラス0.2%にするもので、

本改定は公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

次に、本年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の90から100分の95に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をいずれも100分の130に、 勤勉手当の支給割合を100分の92.5に改め、平成31年4月1日から施行してまいります。

次に、第16号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では2,750万円を増額いたしますが、歳入では決算見込みによる財産 収入及び諸収入の増額が主なもので、歳出では人件費の整理を行うほか、第一工場廃棄物処 理費を増額するものでございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、財産収入の財産売払収入ですが、灰溶融処理に使用する電極 棒の価格が急騰したことから、この7月から灰溶融炉を停止しております。この状況に改善 の見込みがないため、今年度末まで灰溶融炉を停止する計画といたしました。それに伴いま して、プラント内で使用する電力が減少し、売払電力量が増加するため、電力売払代金を1 億円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入では、平成29年度分の放射線対策経費に対する原子力損害弁償金 3,450万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、24ページの総務費から26ページの事業費までの管理事 務費につきましては、それぞれの職員の人事異動等に伴う人件費の整理でございます。

次に、26ページの事業費、第一工場廃棄物処理費につきましては、灰溶融炉の停止に伴いまして、電極棒などの購入量が減少し、消耗品費を3,500万円減額するほか、焼却主灰の発生量が増加することにより、灰等搬出処分委託料を1億円増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、広報発行委託料ほか3件でございます。

初めに、広報発行委託料では、平成31年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を 平成30年度から平成31年度までとし、限度額を840万円と定めるものでございます。

次に、環境マネジメントシステム運用管理委託料では、中長期的な環境マネジメントシス

テムの運用及びエネルギーの使用及び合理化等に関する法律などへの対応を適切に行うもので、期間を平成30年度から平成34年度までとし、限度額を1,100万円に定めるものでございます。

続きまして、地域計画事後評価策定等委託料では、循環型社会形成推進地域計画第2期の 計画の終了に伴い、その事後評価をするもので、期間を平成30年度から平成31年度までとし、 限度額を220万円に定めるものでございます。

さらに、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料では、期間を平成30年度から平成31年度までとし、限度額を7億5,000万円に定めるものでございます。委託料の限度額につきましては、平成29年度予算額に比べ、2億9,000万円の増額となっております。

平成31年度は第一工場で年間16万4,000トンのごみを焼却する計画となっており、灰溶融炉を稼働した場合には、主灰4,900トン、スラグ5,800トン、飛灰2,400トンが搬出処分されます。それに対しまして、灰溶融炉を1年間停止した場合には、主灰は9,100トン増加し、1万4,000トンとなり、スラグはなくなり、飛灰は減量します。主灰の処分委託料が増加し、委託料が最も高額となる場合を想定したことによりまして、債務負担行為の限度額は7億5,000万円に増額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの提案説明を終わらせていただきます。

○関 一幸議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催並びに議案審査のため、議場外休憩に入ります。この際、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時11分 再開

◎開議の宣告

〇関 一幸議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。 ごみ処理常任委員長に井手大喜委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

〇関 一幸議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

11番、矢澤江美子議員。

[11番 矢澤江美子議員登壇]

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がありましたので、通告に従い質問事項2項目について一般質問いたします。

質問事項1は議員報酬についてです。

私は昨年9月に選挙で選ばれて、初めて東埼玉資源環境組合議員になってから1年余り経過しました。八潮市議会議員としては6期目に入りましたが、組合議会議員は初めてですので全くの新人です。ようやく組合の状況も理解できるようになったところです。

ところで、組合議会議員になってから間もなく、毎月組合から報酬の振り込み通知が届くようになりました。支給総額3万7,600円で、所得税が1,151円引かれて、3万6,449円が私の口座に振り込まれるようになったわけです。さらに、6月、12月には期末手当まで振り込まれるため、年間報酬45万1,200円と期末手当分19万8,528円の合計64万9,728円が八潮市からの議員報酬のほかに支払われることになりました。今議会にはさらに勤勉手当0.05カ月分の引き上げ案の条例が提案されているため、可決されれば総額はさらにふえることになります。

しかしながら、これらの高額な報酬の原資は各構成市の住民の皆様の公金、つまり貴重な 税金からです。当組合の行っている事業というのは、もともと構成している5市1町がそれ ぞれの責任で行うべき事業、あるいは行ってきた事業であり、それを共同で行うことによって、より合理的に処理しようとしているものです。そのために組織されたのが、この一部事務組合である当組合です。本来それぞれの市町が行うべき事業の一部が、この当組合に移されているに過ぎません。

管理者、理事、組合議会議員の職務は、5市1町の首長及び議会議員の職務の範囲内のものであるわけです。

確かに、地方自治法第203条第1項では支給しなければならないと規定されていますが、 全ての一部事務組合が特別職やあるいは組合議会議員に給与、報酬を支給しているかといえ ばそうではありません。

例えば、柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例は、その第2条で議長、副議長、議員の支給すべき報酬の額を規定していますが、ただし書きで各関係市において、報酬の支給を受けるときはそれを支給しないというふうに規定されており、支給されておりません。

また、一部事務組合議員の報酬については、高額で二重取りとの批判があり、見直しに着手した組合も多数あります。2011年8月7日の京都新聞では、長浜市と米原市でし尿処理やごみ処理などを担う湖北広域行政事務センターが同年4月から月額1万3,000円を半額カットしたことや京都では乙訓環境衛生組合など乙訓地区の3組合が議会から額や報酬のあり方を見直すべきなどと指摘を受け、2002年から月額1万7,000円から1万4,000円だった議員報酬を一律6,000円削ったことが報じられています。

また、2010年12月2日、中日新聞の朝刊では、東海3県の一部事務組合計123団体の組合議員の報酬を調査した結果が掲載されておりますが、愛知県内の報酬は年額制が多く、最も安い岐阜県地方競馬組合と大垣消防組合の年1,000円から、名古屋港管理組合の年43万円まで幅広くあると報じられています。年額別では1万円未満が16%、1万円から5万円未満が45%、5万円から10万円未満が12%、10万円以上2%ということです。それぞれの市や町で議員報酬をもらっているなどの理由で報酬を支払っていない組合は10%の12議会あったそうです。

小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の6市で構成される多摩六都科 学館組合では2001年10月に組合で議員報酬を5割カット、管理者給料を3割減の条例を通し、 現在では議員が9,000円、管理者は月額2万6,000円というふうになっており、見直しが行わ れております。 それぞれの市から給与、報酬が支給されていながら、一部事務組合からも支給されている という、こういう二重の給与、報酬の支給というのは、到底市民の理解は得られるものでは ないと考えています。

そこで、以下3点について伺います。

要旨1、現在の報酬額に至るまでの変遷についてお聞かせください。

要旨2、県内の他の一部事務組合の議員報酬の状況についてお願いします。

要旨3、今後、廃止または減額の方向で見直す予定について伺います。

次に、質問事項2、管理者・理事の給料について。

要旨1、管理者は年何回くらい組合に登庁していますか。

要旨2、理事は年何回くらい組合に登庁していますか。

要旨3、組合によっては管理者等の給料は支給しないところもありますが、今後、不支給または減額の方向で見直す予定について伺います。

以上です。

〇関 -幸議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

〇高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、議員報酬の現在の額になるまでの変遷及び県内の他の一部事務組合の議員報酬のお 尋ねでございますが、この2件につきましては、後ほど事務局長からご答弁申し上げます。

次に、議員報酬の今後見直す予定はありますかのお尋ねでございますが、ご案内のとおり 議員報酬につきましては、東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会からの答申を尊重して議 会へ提案を申し上げ、議決を経て改定を行ってきたところでございます。今後につきまして も、社会情勢の変化等により見直しを行うことはございますが、その場合にも特別職報酬等 審議会の意見を聴き、議会の議決を経て改定をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存 じます。

次に、管理者・理事の給料についてのお尋ねでございますが、管理者は年何回登庁するか、 理事は年何回登庁するかにつきましては、一括してご答弁申し上げます。

管理者及び理事は東埼玉資源環境組合規約の中で組合市町の長の協議により定めるものと されております。市、町の長は地方公務員法第3条第3項で特別職として規定されており、 その行政実例においては、特別職は常時勤務することを必要としない職であり、かつ一般職 に属する職と異なるものと解されております。

お尋ねの管理者・理事の登庁回数でございますが、年4回の組合定例議会、そのほかに理事会を年8回実施しております。また、環境と情報の集い、いわゆるリユースまつり等の行事に出席しております。さらには、必要に応じて事務局との打ち合わせ等により登庁しております。

次に、組合によっては、管理者等の給料はないところもあるが、見直す予定はありますかのお尋ねでございますが、管理者等の給料につきましては、東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会からの答申を尊重して議会へ提案を申し上げ、議決を経て改定を行ってきたところでございます。今後につきましても議員報酬と同様に社会情勢の変化等により見直しを行うことはございますが、その場合にも特別職報酬等審議会の意見を聴き、議会の議決を経て改定をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私からは以上でございます。

〇関 一幸議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、まず議員報酬の現在の額になるまでの変遷についてお答えさせていただきます。

ご案内のとおり議員報酬につきましては条例で定めております。改正された報酬額の変遷 について申し上げます。

昭和40年10月の組合設立当初は、議員報酬は年額で支払われており、議長が年額8,000円、副議長が年額7,200円、議員が年額6,400円でございました。その後、昭和45年12月に改正がされ、議長が年額1万2,000円、副議長が年額1万円、議員が年額8,000円となっております。次に、昭和47年3月に改正がされ、議長が年額1万7,000円、副議長が年額1万4,000円、議員が年額1万2,000円となり、さらに昭和49年9月の改正では、議長が年額3万3,000円、副議長が年額2万8,000円、議員が年額2万5,000円となり、昭和51年3月の改正で、議長が年額4万5,000円、副議長が年額4万円、議員が年額3万7,000円、昭和52年12月の改正で、議長が年額5万5,000円、副議長が年額5万円、議員が年額4万7,000円となっております。

その後、昭和53年12月にそれまでの年額報酬から現在の月額報酬に改正がされ、議長が月額1万円、副議長が月額9,000円、議員が月額7,500円でございました。

その後の改正につきましては、現在に至るまでに9回の改正が行われておりますので、順次申し上げます。昭和54年12月の改正で、議長月額1万2,000円、副議長月額1万1,000円、

議員月額9,500円、昭和56年12月の改正で、議長月額1万8,000円、副議長月額1万7,000円、議員月額1万5,500円、昭和61年3月の改正で、議長月額2万6,000円、副議長月額2万4,000円、器員月額2万2,000円、昭和63年3月の改正で、議長月額2万8,000円、副議長月額2万6,500円、議員月額2万5,000円、平成2年3月の改正で、議長月額3万3,000円、副議長月額3万円、議員月額2万9,000円、平成4年3月の改正で、議長月額3万6,000円、副議長月額3万2,000円、議員月額3万1,000円、平成6年3月の改正で、議長月額3万7,800円、副議長月額3万3,600円、議員月額3万2,600円、平成12年3月の改正で、議長月額3万8,900円、副議長月額3万4,700円、議員月額3万3,700円、平成28年3月の改正で、議長月額3万8,900円、副議長月額3万8,700円、議員月額3万7,600円となっております。

議員報酬の現在の額になるまでの変遷については、以上でございます。

次に、県内の他の一部事務組合の議員報酬について、当組合と同様にごみ処理やし尿処理を行う県内19団体の平成30年4月1日現在の議員報酬について、順次お答えさせていただきます。

秩父広域市町村圏組合、議長年額8万9,000円、副議長年額7万6,000円、議員年額7万円。 児玉郡市広域市町村圏組合、議長年額10万5,000円、副議長年額9万円、議員年額7万8,000 円。大里広域市町村圏組合、議長年額7万円、副議長年額5万7,000円、議員年額4万7,000円。 円。朝霞地区一部事務組合、議長月額2万円、副議長月額1万9,000円、議員月額1万8,000 円。久喜宮代衛生組合、議長年額8万円、副議長年額6万5,000円、議員年額6万円。蕨戸 田衛生センター組合、議長月額4万4,200円、副議長月額4万2,300円、議員月額3万9,400 円。蓮田白岡衛生組合、議長年額7万円、副議長年額6万5,000円、議員年額6万2,000円。 小川地区衛生組合、議長月額1万1,500円、副議長月額1万250円、議員月額9,500円。鴻巣 行田北本環境資源組合、議長年額8万2,500円、副議長年額6万9,000円、議員年額5万 7,000円。志木地区衛生組合、議長月額2万円、副議長月額1万8,000円、議員月額1万 7,000円。埼玉西部環境保全組合、議長月額2万500円、副議長月額1万9,500円、議員月額 1万8,500円。埼玉中部環境保全組合、議長月額2万800円、副議長月額2万円、議員月額1 万7,600円。埼玉中部資源循環組合、議長月額1万7,500円、副議長月額1万6,250円、議員 月額1万5,000円。上尾、桶川、伊奈衛生組合、議長月額2万6,400円、副議長月額2万 3,200円、議員月額2万2,000円。北本地区衛生組合、議長月額2万800円、副議長月額2万 円、議員月額1万7,600円。入間西部衛生組合、議長月額2万円、副議長月額1万8,000円、 議員月額1万7,000円。坂戸地区衛生組合、議長月額2万500円、副議長月額1万9,500円、

議員月額1万8,500円。皆野・長瀞下水道組合、議長年額3万7,500円、副議長年額3万5,000円、議員年額3万2,500円、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、議長月額2万500円、副議長月額1万9,500円、議員月額1万8,500円となっております。

以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〇11番 矢澤江美子議員 まず、質問事項1の要旨1の再質問をさせていただきます。

今、るる変遷状況を教えていただいたわけなんですが、平成12年から28年まで16年間、間隔があるわけなんですが、その前はほとんど2年ごとぐらいに改正ということになっているようなんですけれども、これはどういった理由でしょうか。

どこからか上げたほうがいいと、例えば審議会に答申する場合も管理者のほうから報酬審議会にかけるわけですよね。だから、例えば管理者のほう、管理者というか管理者や理事のほうの報酬を上げることに伴って、議員のほうも連動して審議会にかけるということで、この2年ごとの答申というか、審議会に諮って決めたものなんでしょうか。

〇関 一幸議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 お答えいたします。

その状況につきましては、推測は控えますが、事実、期間が先ほど上げた6年ぐらい、あるいは12年ぐらいですか開いたところがありますが、その事情によってと思いますが、事務局長から答弁させます。

〇関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 ただいまの矢澤議員さんの質問にお答えいたします。

議員の皆様につきましては、従来から組合の一般職の給与改定にあわせることを基本に改定を実施してきたところでございます。したがいまして、議員の皆様の期末手当等につきましては、過去の取り扱いの経緯などを考慮し、改定を行ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

○関 一幸議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

- ○11番 矢澤江美子議員 今の答弁では、一般職の給与の引き上げに伴って、議員のほうもということなんですが、その根拠というか、なぜそういうふうに連動しているのか。どこに根拠があるんでしょうか。
- **〇関 一幸議長** ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

〇高橋 努管理者 お答えいたします。

議員の報酬、あるいは管理者の報酬、額は幾らというふうに決まっているわけではありません。時の情勢なり、地域の情勢等を勘案して改定をしておるわけでございますが、やはり特に管理者と理事等につきましては、これまで一般職のことを慣例としてみまして、水準を定めてきたというのが、私も長年経験をいたして、議員も経験しておりますが、そういうことで一定の水準を決めている。

しかし、理事、管理者が独断で決めるんではなくて、報酬等審議会にお諮りをしまして、 どの程度が適当かということで、その都度審議会の答申をいただきまして、その答申を尊重 して今日の額に来ているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思いま す。

なお、ご質問の趣旨をお聞きしておりますと、私なりの所見を少し申し上げておきますが、このリユース、東埼玉資源環境組合はごみの処理、処分を行っておるんでございまして、市町は収集運搬を対応しておりまして、決して重複の業務ではないと。総体的には市町村で当然処理、処分も総括的にはかかわっておりますけれども、特にこのリユースは、処理、処分の業務を市町から委託を受けたというか、一部事務組合として組織をしてつくっておりますから、重複ということには、私はならんということを申し添えたいと思います。

以上です。

〇関 一幸議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

〇関 一幸議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第13号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

[11番 矢澤江美子議員登壇]

〇11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第13号議案 東埼玉資源環境組 合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑 いたします。

今回、期末手当の支給月数が31年度以降は今までは6月と12月で割合が違っていたわけなんですが、これを同じにした理由は何でしょうか。

○関 一幸議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **〇高橋 努管理者** ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。
- 〇関 一幸議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

〇深井久光事務局長 ただいまの矢澤議員さんの質問にお答えいたします。

従来から、組合の一般職の給与とあわせて改定をするということでございますので、ご理 解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- **〇関 一幸議長** ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。
 - 11番、矢澤江美子議員。
- ○11番 矢澤江美子議員 今の答弁では、職員の割合が変わるから、議員もそれにあわせて というんですが、もともとどうして今まで違っていた割合を同じにするのかというのが私の 質疑の趣旨です。その理由を述べてください。
- **○関 -幸議長** ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 お答えいたします。

職員の給与、あるいは期末手当等の配分について人事院勧告がございまして、その人事院

の勧告に基づいて職員の期末手当の配分についても改定をすることに提案を今いたしておる わけでございますが、それに準じて特別公務員である議員の皆さんにも同じような、準じて これまで取り組みをしてまいりましたので、あわせて提案をさせていただいたところでござ いますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇関 一幸議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 今回の人事院の勧告は0.05カ月分の勤勉手当を上げるという勧告の内容ですよね。議員の場合は、勤勉手当というのはないんですよね。要するに議員は期末手当です。しかも、その勤勉手当に連動して、職員の勤勉手当を上げることに連動して期末手当を上げるというのは、どこの条例にも規定されておりません。

また人事院勧告というのは、国家公務員の給与を決めるためのものであって、人事院勧告があったから、必ずしも地方自治体がそれに従わなければいけないということではないわけですよね。

どうして、この割合が2.225と均等にするようになったのか、人事院勧告というふうにさっきおっしゃいましたけれども、どういう理由で今度こういうふうにしますよということなのか、そこを教えていただきたいんです。

○関 一幸議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

今回のこの期末手当の改正につきまして、勤勉手当の分は入っていないはずです。期末手 当の分だけが職員に準じて取り組んでいるということですから、率が違うはずです。

それから、人勧があったにもかかわらず、人勧があっても議員の報酬を変える必要はないんじゃないか、これは見解の相違と私は申し上げておきます。これは準じて議員の皆さんの期末手当についても改正をするという一定の今日までの経過等もございますから、私はそれを尊重して、今回改正する提案を申し上げているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○関 一幸議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第14号議案の質疑

○関 **一幸議長** 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給 与等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第15号議案の質疑

〇関 一幸議長 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○関 -幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第16号議案の質疑

○関 一幸議長 管理者提出第16号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第2号)について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

[10番 吉田俊一議員登壇]

〇10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一でございます。

第16号議案 補正予算について何点かお尋ねをいたします。

補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入の部分では財産収入が1億円増加をし、繰入金が1億700万円減額ということでなっています。先ほど説明では、この財産収入の問題は売電の金額が灰溶融炉の使用停止に伴ってふえたために増額

をした旨が説明されましたが、これは予算上、当初想定していた電力使用量分を売電したと みなして増額をしたのか、実際の発電量や売電単価、売電額を踏まえた実際の額なのか、説 明を求めたいと思います。

歳出のほうを見ますと、事業費の補正額が4,488万円の増額でございますが、事項別明細書17ページ並びに資料の4ページに示されておりますように、第一工場ごみ処理事業の中で、消耗品費の減額と灰等搬出処分委託料の増額の合計でございます。この中で、先ほど説明がございましたが、灰溶融炉の黒鉛電極棒の価格高騰のために灰溶融炉を7月から年度末まで停止をされたということでの補正対応というご説明でございましたが、この黒鉛電極棒の価格というものが、当初想定したものと比べてどの程度高騰しているのか、詳細を説明いただきたいと思います。

また、灰溶融炉は2基あって、1基点検をして、1基運転ということで以前説明を受けて おりますけれども、2基とも電極棒を交換できずに停止しているのか。そして、今後どうい った方向性を考えているのか、説明を求めたいと思います。

〇関 一幸議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **〇高橋 努管理者** ただいまのご質問につきましては、事務局長から説明申し上げます。
- **O**関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

〇深井久光事務局長 それでは、ただいまの吉田議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、売払電力の関係でございますが、売払電力の関係につきましては、6月末に灰溶融炉を停止しております。それは、電極棒の高騰ということで停止をさせていただいております。実際のところ、計画と実績の電力量がございますが、それも全部踏まえた中で、当初計画では5億9,000万円ということでございますが、実績は3カ月ほどしか運転はしてございません。その後、7月からの売電実績に基づいた決算見込では約6億9,000万円という金額になりますので、1億円ということでございます。

それと、消耗品費で電極棒の高騰でございますが、これにつきましては、当初の計画では 電極棒の金額は約5万円ほどでございました。それが平成30年12月現在では約29万7,000円 という形になりますので、約6倍の高騰でございます。この高騰につきましても、平成29年 10月ぐらいから20万円を超えて徐々に上がってきているという状況で、今後につきましては、 今状況を見ておりますが、まだ変わらない状況でございます。

また、灰等搬出処分の関係でございますが、これにつきましても焼却灰は灰溶融炉をとめることによって飛灰とスラグが少なくなります。その場合、そのほかに焼却灰が搬出をされるということでございますので、焼却灰の灰搬出が増加ということでございます。

最終的には、消耗品費の電極棒等の関係で、電力売払代金で1億円ふえて、灰等搬出処分で1億円ふえて、3,500万円電極棒の材料費が増額という形になります。

また、今後の方向性につきましては、今まだ電極棒の価格が高騰しておりますことから、 2基ともしばらくの間は停止をするという考えでございます。

以上でございます。

- **○関 一幸議長** ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。 10番、吉田俊一議員。
- **○10番 吉田俊一議員** 補正予算書の事項別明細書の17ページの需用費3,500万円の減額となっております。

今、黒鉛の電極棒の単価を説明いただいたのかと思いますが、3,500万円、本当は電極棒 総体ではかかるという理解でいいのか確認をしたいのと、灰溶融炉自体の問題として、非常 に電力を使用する施設で、効率的には経費がかかるということで、今後の運転方針というも のについては総合的に判断が必要かと思いますが、その点はどのようにお考えなのか伺いた いと思います。

○関 一幸議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

[高橋 努管理者登壇]

〇高橋 努管理者 お答えいたします。

高橋努管理者。

ご質問者もご理解いただいていると思いますが、電極棒が異常に高くなって、また灰溶融炉を使うために相当発電した電力を自家消費してしまうということで、売電量が溶融炉を稼働することによって相当減少をすると。ですから、とめるとその消費していた電力を売電することができますから、この辺のバランスを考えて、しばらく少し様子を見ようということで、溶融施設をとめて、売電の価格のほうと調整をしまして対応しようということに今回踏み切って、補正にも反映させたところでございまして、これからどうするかということについては、まだしばらく電極棒の価格の動静がありますと、そのほかの要因もありますが、当面そういった形でしばらく進めさせていただきたいというふうに考えております。

価格の関係につきましては、事務局長から説明申し上げます。

〇関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それではお答えいたします。

需用費の関係でございますが、電極棒の高騰した価格と、それと一部薬剤購入費が入って おります。ただ、薬剤購入費はほとんど数百万程度の金額でございます。

以上でございます。

- **○関 一幸議長** ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。
- 〇10番 吉田俊一議員 ありません。
- ○関 一幸議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

[11番 矢澤江美子議員登壇]

○11番 矢澤江美子議員 議案第16号の補正予算ですけれども、補正予算の説明書の27ページの3款事業費、1項事業費、2目第一工場廃棄物処理費のところです。

先ほど議案の提案理由のところでご説明があったんですが、今、灰溶融炉の停止に伴う事業費の整理ということで一応説明があったわけなんですが、焼却主灰の増加ということと、 片方が減って、片方がふえたということなんですが、それぞれの1トン当たりの処分費を教えていただきたいと思います。

〇関 一幸議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- ○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。
- 〇関 一幸議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員さんの質問にお答えをいたします。

灰等搬出処分費の委託料の関係かと思います。

灰溶融炉の停止に伴って主灰が5,200トン増加し、飛灰とそれからスラグが減少という形でございますが、処理単価につきましては、リスク分散を考えて数カ所に処分をさせていただいている関係がございますので、一つ一つご説明をさせていただきます。

まず、埼玉県の資源化センターのほうに運搬費が6,102円、処分費が2万3,760円、それと

山形県に運搬費として1万800円、処分費として2万3,760円、秋田県、運搬費が1万6,200円、処分費が1万9,440円ということでございます。

それから、飛灰につきましては、同じく山形県に運搬費1万800円、処分費が2万3,760円、 秋田県に運搬費が1万6,200円、処分費が1万9,440円、茨城県に運搬、処分とも込みで3万 2,400円という状況でございます。

全てこれは民間の最終処分場に処分としてお願いをしているということでございます。 説明は以上でございます。

- **〇関 一幸議長** ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。
 - 11番、矢澤江美子議員。
- **〇11番 矢澤江美子議員** 今、それぞれの委託料を教えていただいたんですが、1トン当たり幾らという、そういう委託の仕方ではないんですね。まとめて幾らという、そういう感じですか。
- ○関 一幸議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。 高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **〇高橋 努管理者** ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。
- O関 -幸議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 お答えいたします。

全て1トン当たりでございます。

以上でございます。

- **○関 一幸議長** ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。
- **〇11番 矢澤江美子議員** ありません。
- ○関 一幸議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇関 一幸議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案ないし第16号議案の委員会付託の省略

○関 一幸議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第13号議案ないし第16号議案につきましては、会議規則第 37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○関 - 幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案ないし第16号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○関 一幸議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第13号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 議長の許可がありましたので、第13号議案 東埼玉資源環境組合 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立 場で討論いたします。

当組合は構成5市1町の首長が管理者、理事となっています。議会は越谷市、草加市の議会から6人ずつ、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町の議会からそれぞれ3名の議員が選出されて、それらの議員で構成されております。当然、それぞれの首長、議会議員には、それぞれの市町からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されています。

したがって、それぞれの市町の給与や報酬に加えて、さらにこの当組合から給与、報酬を 支給する理由はないというのが私の考えです。

理由は、先ほど一般質問でも取り上げたように、当組合の行っている事業というのは、もともと構成している5市1町がそれぞれの責任で行うべき事業、あるいは行ってきた事業であり、それを共同で行うことによってより合理的に処理しようとしているものです。そのために組織されたのが一部事務組合である当組合です。

本来それぞれの市町が行うべき事業の一部が、この当組合に移されているに過ぎず、管理

者、理事、組合議会議員の職務は5市1町の首長、議会議員の職務の範囲内のものであるわけです。

しかも、この1年間の議会開会状況は、会期は1日、しかもせいぜい2ないし、3時間ぐらいで閉会しています。現在の年報酬を実質の時給換算にしたら一体幾らになるでしょうか。確かに地方自治法第230条第1項では、支給しなければならないというふうに規定されていますけれども、先ほどご紹介したように、柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例には、各関係市において報酬の支給を受けるときは、それを支給しないというふうになっており支給されていません。また、先ほど県内

一般市民はこういうことをほとんど知らされておりません。今回、この問題について一般 質問することを市民の方々にお話ししたところ、ほとんどの方が知らない、知らなかった。 各市町からの報酬以外に支給されていることはおかしいと言っていました。こうしたことは 市民の理解が得られるものではないと思います。

の一部事務組合の報酬をご紹介していただきました。その金額はどれもこの東埼玉資源環境

以上の理由で議案第13号、そして第14号についても同趣旨から賛成できません。 以上申し上げ、反対といたします。

○関 一幸議長 ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

組合の議員報酬よりも低い、高いものはありませんでした。

○関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○関 一幸議長 挙手多数であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第14号議案の討論、採決

○関 一幸議長 管理者提出第14号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手多数]

○関 一幸議長 挙手多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第15号議案の討論、採決

○関 **一幸議長** 管理者提出第15号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇関 一幸議長 挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第16号議案の討論、採決

○関 一幸議長 管理者提出第16号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第2号)について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○関 一幸議長 挙手多数であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○関 一幸議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出が ありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。 以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○関 一幸議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○関 一幸議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査 事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

〇関 一幸議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

〇関 一幸議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可

いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

〇高橋 努管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ組合運営につきましては、議員の皆様方を初め関係の皆様方の多大なるご支援、ご 協力を賜り御礼申し上げます。

閉会中の継続審査として決算特別委員会でご審議を賜りました平成29年度東埼玉資源環境 組合会計歳入歳出決算につきましてご認定をいただき、ありがとうございました。

また、本日、私よりご提案申し上げました4議案につきましても慎重にご審議を賜り、原 案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を迎え、何かとお忙しいこととは存じますが、健康 に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後 とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨 拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○関 一幸議長 これにて、平成30年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

午後 0時14分 閉会